

産後ケア事業受け皿整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、産後ケアの受け皿拡大を図るため、産後ケア事業所が行う受入枠拡大に係る事業について、当該事業所に対し、予算の範囲内において産後ケア事業受け皿整備補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「産後ケア」とは、出産後1年以内の母子に対して、宿泊型・通所型・訪問型にて心身のケアや育児のサポート等を実施するものをいう。

2 この要綱において、「宿泊型」とは、短期入所（ショートステイ）型をいい、病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施するものをいう。

3 この要綱において、「通所型」とは、通所（デイサービス）型をいい、日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するものをいう。

(交付対象等)

第3 産後ケア事業受け皿整備補助金の交付対象となる事業及び補助額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 産後ケア事業受け皿整備事業実施計画書（別紙1）

(2) 収支予算（見込）書

(3) 交付申請に係る宣誓書（様式第2号）

(4) その他知事が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定による付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合におい

ては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はその限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7 規則第10条の規定による報告は、様式第5号によるものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第6号によるものとし、3月末までに報告するものとする。ただし、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

第9 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 産後ケア事業受け皿整備事業実施報告書（別紙2）
- (2) 拡充した人員に係る雇用契約書など雇用条件が分かるもの（変更前・変更後）
- (3) 出勤簿など勤務状況が分かるもの
- (4) 収支決算（見込）書
- (5) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第7号によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和6年度から令和8年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月8日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

1 対象事業	2 補助額	3 上限額								
産後ケア事業所が、受入枠を増やすために人員を確保した場合であって、次に掲げる事項に該当するもの。 (1) 補助対象とする産後ケア事業所 宮城県内の市町村と公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県助産師会とで締結する当該年度の集合契約に参加する事業所の内、宿泊型又は通所型を実施する事業所 (2) 補助対象とする範囲 イ 前年度までに産後ケア事業受け皿整備補助金交付済みの事業所 ロ 当該年度に新規申請する事業所 当該年度の4月1日以降に、(1)の産後ケア事業所が次に掲げる人員を拡大するなどし、1週当たりの受入枠が人員拡大前より以下のとおり増加した場合 (イ) 人員 ・保育士等 ・育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者。ただし、専門職の管理のもと、安全確保ができる場合に限る。 (ロ) 受入枠 <table><tr><th>類型</th><th>増枠(週)</th></tr><tr><td>宿泊型</td><td>1 枠以上</td></tr><tr><td>通所型(6時間)</td><td>3 枠以上</td></tr><tr><td>通所型(3時間・2時間)</td><td>6 枠以上</td></tr></table>	類型	増枠(週)	宿泊型	1 枠以上	通所型(6時間)	3 枠以上	通所型(3時間・2時間)	6 枠以上	150,000円×実施月数とする。	年間1,800,000円を上限とする。
類型	増枠(週)									
宿泊型	1 枠以上									
通所型(6時間)	3 枠以上									
通所型(3時間・2時間)	6 枠以上									